

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	47	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.munakatakango.com/johokokai/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

当校事務室で閲覧可能

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	元国立大学副学長 現国立大学名誉教授	令和5.6.18 令和7.6.17	学校経営全般 学生（募集）指導
非常勤	元社会福祉法人事務長	令和5.6.18 令和7.6.17	財務内容改善 労務関係指導
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- (1) 授業計画（シラバス）は、各学年の担当教員、教務主任及び副校長で、毎年見直しを行い最新の看護知識・技術を反映するように検討している。
- (2) 当該の授業計画は、本年4月に全ての学生に対し、校内システムを使って配信している。
- (3) ただし、実習に関しては、当該授業計画に含まれるが、別途実習の具体的な進め方等を記載した「実習ガイダンス」を作成し、1年次の4月に配布している。
- (4) 本年度の授業計画は、すでに当校ホームページに公表している

授業計画書の公表方法 <https://www.munakatakango.com/johokokai/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

宗像看護専門学校学則（抜粋）

（成績の評価）

第10条 成績の評価は、授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 成績の評価の記載は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格とする。

（評価方法）

第11条 評価の方法は、試験又はそれに準じるもの（以下「試験等」という）及び実習評価表により行われる。

2 単位の認定については、別に定める。

（単位の授与）

第12条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、その授業科目の所定の単位を与える。

2 単位認定については、別に定める。

宗像看護専門学校評価規程（抜粋）

（評価方法）

第2条 単位認定のための評価方法は、試験及び実習評価表により行われる。

- 2 試験の種類には、定期試験、随時試験、追試験、再試験、再単位認定試験がある。
- 3 試験の方法には、次のものがある。
 - 1) 筆記試験
 - 2) 実技試験
 - 3) レポート
 - 4) 口頭試問
 - 5) その他（ポートフォリオ、発表など）
- 4 実技試験及び筆記試験をともに実施する授業科目では、その両方の試験が、ともに60点以上の合格をもって、単位認定が行われる。
- 5 実習における評価は、各専門看護学の実習評価表に基づき行う。
- 6 評価方法、評価時期及び評価基準については、シラバス・実習要領に明記する。

（成績評価）

第19条 実習を含むすべての授業科目は100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 最終成績評価は、次の区分に置き換えて判定し、「可」以上を合格とする。

評価区分		点数	判定
令和4年度 以降の入学	令和3年度 以前の入学		
秀	優	90点以上	合 格
優		80点以上 90点未満	
良	良	70点以上 80点未満	
可	可	60点以上 70点未満	
不可	不可	60点未満	不 合 格

- 3 最終成績評価が「不可」の場合は、不合格として単位認定は行わない。
- 4 定期試験（実技含む）の結果は成績表の通知をもって行い、個別対応しない。
- 5 成績表の通知時期 前期・後期の2回、通知する。

宗像看護専門学校単位取得及び卒業に関する規程（抜粋）

（単位認定基準）

第3条 履修科目の単位認定は、次の項目が満たされなければならない。

- 1) 成績評価は試験及び実習評価表で行い、「可」（60点）以上であること。
- 2) 各授業時間の一定の範囲を超える欠席がないこと。
 - (1) 講義においては、各授業時間の3分の1を超える欠課がないこと。
 - (2) 実習においては、当該単位認定実習の5分の1以上の欠課がないこと。
- (3) 次の場合欠席扱いにしない。ただし、必要に応じ補講を行うことがある。
 - ① 学校保健法に定めるところの出校停止
 - ② 忌引き
 - ③ 公共交通機関の遅延による場合
 - ④ その他本校において認めた場合
- 3) 学校納入金を納期までに納入した者。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- (1) 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均点を算出のうえ成績の順位付けを行う。
- (2) これにより、成績の下位 4 分の 1 に当たる者の特定が可能となる。
- (3) 本評価については、該当科目的点数及び全体の順位を、各学年前期と後期に保護者等へ送付している。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	学生便覧及び実習ガイダンスを学校事務室で閲覧可能
----------------------	--------------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

宗像看護専門学校学則（抜粋）

（卒業の認定）

第 13 条 本校に 3 年以上在学し、第 8 条の授業科目を履修し、その単位を取得した者に対し、運営会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対し卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
- 3 卒業認定については、別に定める。

宗像看護専門学校単位取得及び卒業に関する規程（抜粋）

（卒業の認定）

第 6 条 卒業の要件は、次のとおりとする。

- 1) 各別表に挙げられた修得単位数を全て修得していること。
 - (1) 令和 4 年度以降の入学生は、学則第 8 条の別表 1 に挙がる 102 単位。
 - (2) 令和 3 年度以前の入学生は、学則第 8 条の別表 2 に挙がる 98 単位。
- 2) 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えていないこと。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧を学校事務室で閲覧可能
----------------------	-----------------

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.munakatakango.com/johokokai/
収支計算書又は損益計算書	https://www.munakatakango.com/johokokai/
財産目録	https://www.munakatakango.com/johokokai/
事業報告書	https://www.munakatakango.com/johokokai/
監事による監査報告（書）	https://www.munakatakango.com/johokokai/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		看護専門課程	看護学科		○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	102 単位時間／単位	単位時間 46/単位	単位時間 20/単位	単位時間 23/単位	単位時間 0/単位	単位時間 13/単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		221人	0人	13人	96人	109人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) (1) カリキュラムは、各学年の担当教員が素案を作り、教務主任の確認を経て、教務会議で決定する。本年4月に全ての学生に対し、校内システムを使って配信している。 (2) 実習に関する授業計画については、教務主任及び実習調整者が、協議のうえ作成し、「実習ガイド」として1年次の4月に配布している。 (3) 「授業概要」が当校ホームページで確認可能。「実習ガイド」は、学校事務室で閲覧可能である。
成績評価の基準・方法
(概要) 宗像看護専門学校学則（抜粋） (成績の評価) 第10条 成績の評価は、授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。 2 成績の評価の記載は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格とする。 (評価方法) 第11条 評価の方法は、試験又はそれに準じるもの（以下「試験等」という）及び

実習評価表により行われる。

2 試験及び実習の評価については、別に定める。

宗像看護専門学校評価規程（抜粋）

（評価方法）

第2条 単位認定のための評価方法は、試験及び実習評価表により行われる。

2 試験の種類には、定期試験、随時試験、追試験、再試験、再単位認定試験がある。

3 試験の方法には、次のものがある。

- 1) 筆記試験
- 2) 実技試験
- 3) レポート
- 4) 口頭試問
- 5) その他（ポートフォリオ、発表など）

4 実技試験及び筆記試験をともに実施する授業科目では、その両方の試験が、ともに60点以上の合格をもって、単位認定が行われる。

5 実習における評価は、各専門看護学の実習評価表に基づき行う。

6 評価方法、評価時期及び評価基準については、シラバス・実習要領に明記する。

（成績評価）

第19条 実習を含むすべての授業科目は100点満点とし、60点以上を合格とする

2 最終成績評価は、次の区分に置き換えて判定し、「可」以上を合格とする。

評価区分		点数	判定
令和4年度 以降の入学	令和3年度 以前の入学		
秀	優	90点以上	合 格
優		80点以上 90点未満	
良	良	70点以上 80点未満	
可	可	60点以上 70点未満	
不可	不可	60点未満	不 合 格

3 最終成績評価が「不可」の場合は、不合格として単位認定は行わない。

4 定期試験（実技含む）の結果は成績表の通知をもって行い、個別対応しない。

5 成績表の通知時期

前期・後期の2回、通知する。

卒業・進級の認定基準

（概要）

宗像看護専門学校学則（抜粋）

（卒業の認定）

第13条 本校に3年以上在学し、第8条の授業科目を履修し、その単位を取得した者に対し、運営会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

3 卒業認定については、別に定める。

宗像看護専門学校単位取得及び卒業に関する規程（抜粋）

（卒業の認定）

第6条 卒業の要件は、次のとおりとする。

1) 各別表に挙げられた修得単位数を全て修得していること。

(1) 令和4年度以降の入学生は、学則第8条の別表1に挙がる102単位。

(2) 令和3年度以前の入学生は、学則第8条の別表2に挙がる98単位。

2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。

学修支援等

（概要）

(1) 通常の学習支援

- ・学年毎にグループを作り、授業の補講及び実習指導を中心に学年担当教師が個別に指導する。

- ・各学年数名単位の小グループを作り、上級生から下級生への指導を行う。

(2) 就職支援

- ・外部業者により、面接及び履歴書記入方等についての講義を実施している。

- ・外部の講師により、個別の模擬面接を希望者に実施している。

- ・外部業者主催の就職面談会を、校内システムで案内している

(3) 国家試験対策

3年生の実習終了後から、成績順にグループ分け、特に下位グループを徹底的に指導する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
66人 (100%)	0人 (0.0 %)	59人 (89.4%)	7人 (10.6%)

（主な就職、業界等）

宗像水光会総合病院、福岡新水巻病院、福岡東医療センター、原三信病院ほか

（就職指導内容）

- ・就職ガイダンス
- ・就活スタートアップ講座（外部講師）
- ・模擬面接（外部講師）
- ・就職面談会等セミナーに関する情報提供

（主な学修成果（資格・検定等））

看護師免許取得

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
218人	12人	5.5%

(中途退学の主な理由)

メンタル面の不調、成績不振、モチベーション低下及び別の進路へ変更。

(中退防止・中退者支援のための取組)

- ・教師の個人面接及び臨床心理士による毎週一回のカウンセリング。
- ・成績不振者に対する放課後の学習会実施。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	300,000 円	446,000 円	250,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.munakatakango.com/johokokai/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
(1)自己点検自己評価 評価項目 I - 学校経営 II - 教育課程・教育活動 III - 入学・卒業対策 IV - 学生生活への支援 V - 管理運営・財政 VI - 施設整備 VII - 教職員の育成 VIII - 広報 IX - 地域との連携		
(2)評価委員会の構成 定員 2 名で、実務経験者または教育関係者から選出。		
(3)評価結果の活用方法 ・自己点検自己評価結果を基に、評価委員が評価及び改善するべき点を指摘。 ・当該指摘に対し、6月以降の教職員会議で協議し、改善するべき点については、副校長の責任の下、改善のための施策を講じる。 ・改善できた点は、評価委員に報告し、翌年の学校関係者評価に反映させる		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
私立大学非常勤講師	R6 年 4 月 1 日 ～R8 年 3 月 31 日	教育関係者 (実務経験あり)
元制御盤設計製造企業取締役 (地域住民)	R6 年 4 月 1 日 ～R8 年 3 月 31 日	元企業役員 (実務経験あり)
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価は「自己点検・自己評価に対する評価について」という文書に記載。 https://www.munakatakango.com/johokokai/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.munakatakango.com/johokokai/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H140322400026
学校名（○○大学 等）	宗像看護専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人水光学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		23人	19人	42人
内訳	第Ⅰ区分	13人	10人	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
	第Ⅳ区分	—	—	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				42人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目的単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人	人
計	0人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一
3月以上の停学	0人
年間計	一
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	—	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。